Ri-Nn Node 製品売買規約

Product Sales Terms for Ri-Nn Node

第 1 条（適用範囲）

1. Ri-Nn Node 製品売買規約（以下「本規約」といいます。）は、Ri-Nn 株式会社（以下「当社」といいます。）と顧客との間において、当社が対象製品を売り渡し、顧客がこれを買い受ける売買契約に適用されます。

2. 本規約の定めは、当社と顧客間で成立した売買契約に対して共通に適用されるものとします。ただし、注文画面、見積書、注文書、請求書、個別契約その他当社と顧客との間で個別に合意した条件（以下「個別条件」といいます。）と本規約が抵触する場合、個別条件が優先します。

3. Ri-Nn Mining サービス、報酬・ペイアウト、ウォレット、データセンター稼働その他製品売買以外の事項には、別途定める利用規約、報酬・ペイアウト規約、データセンター利用特約その他の規約が適用されます。

第 2 条（定義）

本規約において、次の用語は以下の意味を有します。

（1）「対象製品」：Ri-Nn Node、Ri-Nn Node BTC+、Ri-Nn Dock、付属品、交換部品その他当社が販売対象として指定する製品をいいます。

（2）「顧客」：対象製品を購入する個人又は法人その他の団体をいいます。

（3）「注文」：顧客が当社の運営又は指定するウェブサイト、注文画面、電子メール、注文書その他の所定の方法により、対象製品の種類、数量、価格、稼働方法、配送先、支払方法その他必要事項を指定して行う購入申込みをいいます。

（4）「注文画面」：当社が運営又は指定するウェブサイト上で、顧客が対象製品の注文内容を入力又は選択し、当社に送信するために表示される画面（送信前の確認画面を含みます。）をいいます。

（5）「注文確認通知」：当社が注文を受領した旨を電子メール、管理画面その他の方法で顧客へ通知するものをいいます。（6）「ライセンス」：対象製品に関連して提供されるソフトウェア、認証、接続、稼働その他の期間限定利用権をいいます。

（7）「知的財産権」：特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。）をいいます。

（8）「法令等」：法律、政令、省令、通達、規則、条例、裁判所の判決、決定、命令又は強制力のある行政処分、ガイドラインその他の規制の総称をいいます。

第 3 条（売買契約の成立）

1. 顧客による注文は、対象製品の売買契約の申込みとみなします。

2. 売買契約は、当社が前項の注文を承諾する旨を通知した時点で成立します。ただし、当該注文後、5 営業日以内に当社から諾否の回答がない時は、売買契約が成立したものとみなします。

2. 注文確認通知は、注文の受領を確認するものであり、別段の表示がない限り、当社の承諾を意味するものではありません。

第 4 条（販売価格及び費用）

1. 対象製品の販売価格は、注文時に当社が運営又は指定するウェブサイト、注文画面、見積書又は個別条件に表示される金額とします。

2. 消費税、送料、保管費、設置費、ネットワーク費用、決済手数料その他の費用は、注文時に別途表示される場合を除き、販売価格に含まれません。

3. 表示価格に明白な誤記又はシステム上の誤表示がある場合、当社は契約成立前は注文を訂正又は取消し、契約成立後は顧客と協議の上で合理的な是正を行います。

第 5 条（支払方法及び支払時期）

1. 顧客は、銀行振込、クレジットカード、暗号資産その他当社が指定する方法により、注文画面、請求書又は個別条件に定める期限までに代金を支払うものとします。

2. 銀行振込手数料、暗号資産のネットワーク手数料その他支払いに要する費用は、別段の定めがない限り顧客の負担とします。

3. 前２項の定めにかかわらず、暗号資産決済を利用する場合の対象通貨、換算時点、価格情報源、必要数量、支払期限、送付先アドレス及び着金確認方法は、注文画面又は請求書に表示します。顧客による誤送付、異なるネットワークの利用又は支払期限後の価格変動により生じた不足は、顧客の負担とします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合を除きます。

4. 当社は、代金全額の入金確認前に対象製品の製造、手配、出荷又は稼働準備を開始する義務を負いません。

第 6 条（注文内容の変更及び取消し）

1. 第３条に基づく売買契約成立後の対象製品の種類、数量、仕様、稼働方法、配送先その他注文内容の変更又は取消しは、当社が書面又は電磁的方法で承諾した場合に限り認められます。ただし、当社は受注生産、個別設定、ライセンス発行、ケース組込み、付属品封入、データセンター搬入その他顧客の注文に基づく作業に着手した後は、原則として顧客都合による変更又は取消しを承諾しないものとします。

2. 当社が前項に基づき、注文内容の変更又は取消しを承諾した場合、当社は、既に発生した実費、製造費、決済手数料、為替差損、ネットワーク手数料その他合理的な費用を顧客に支払いを求めることができるものとします。

第 7 条（引渡し及び稼働方法）

1. 顧客は、注文時に、当社が対応可能な範囲内で、（a）顧客の指定する場所への対象製品の配送（以下「指定先配送」といいます。）、又は（b）データセンター利用特約に定める利用資格を満たす場合に限り、指定データセンターでの対象製品の保管・設置（以下「データセンター稼働」といいます。）を選択できます。

2. 前項に基づき、データセンター稼働を選択した場合、当該サービスは当社が提供し、当社又は当社の指定する事業者が指定施設へ搬入し、顧客のために保管・設置することにより引渡しが完了するものとします。詳細はデータセンター利用特約に従います。

3. 第１項に基づき、指定先配送を選択した場合、当社が指定配送業者へ対象製品を引き渡し、顧客の指定する場所へ配達された時点で引渡しが完了するものとします。

第 8 条（所有権及び危険負担）

1. 対象製品の所有権は、顧客による代金全額の支払い及び前条に定める引渡しの双方が完了した時点で、当社から顧客へ移転します。

2. 引渡し完了前の滅失、損傷、変質その他の損害は当社が負担し、引渡し完了後の滅失、損傷その他の損害は顧客が負担します。ただし、当事者いずれかの責めに帰すべき事由がある場合は、その当事者が負担します。

3. 前項にかかわらず、データセンター稼働の場合、対象製品の所有権が当社から顧客へ移転した後も、当社又は指定保管者が対象製品を占有・保管します。顧客は、データセンター利用特約に定める方法によらず、施設への立入り又は製品の持出しを請求できません。

第 9 条（検収）

1. 顧客は、対象製品の引渡しを受けた後 10 営業日以内に、数量、外観及び通常の方法で確認可能な基本動作を検査し、当該対象製品の数量、外観、種類又は品質に関して売買契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」といいます。）がある場合は、当該契約不適合の内容を具体的に記載して当社へ通知するものとします。

2. 前項の期間内に通知がない場合、対象製品は、顧客の検査に合格したものとみなします。

3. 前２項の規定にかかわらず、データセンター稼働の場合、当社又は当社の指定する者が顧客に代わって受入検査を実施し、結果を管理画面その他の方法で記録できるものとします。

第 10 条（契約不適合及び製品保証）

1. 対象製品に前条第 1 項に定める検査では発見できない契約不適合がある場合、顧客は当社に対し、合理的な期間を定めて修理、交換、代替品の提供、不足分の引渡し又は代金減額を請求できます。ただし、当社は、顧客に不相当な負担を課するものでないときは、顧客が請求した方法とは異なる方法で対応することができるものとします。

2. 製造上の不具合に関する保証期間は、個別条件に別段の定めがない限り、稼働開始日から 350 日間とします。なお、本保証は、350 日間の連続稼働、一定の稼働率又は報酬額を保証するものではありません。

3. 次の各号に該当する場合は、保証対象外とします。（a）顧客又は第三者による分解、改造、誤使用、誤接続、過電圧、落下、水濡れその他取扱説明に反する使用、（b）通常の摩耗又は消耗、（c）当社が指定しないソフトウェア、周辺機器、電源又はネットワーク環境に起因する障害、（d）火災、地震、落雷その他不可抗力、（e）製品固有番号、封印又は識別情報の除去・改変。

4. 本条は、消費者契約法その他強行法規により認められる顧客の権利を制限するものではありません。

第 11 条（返品）

1. 対象製品に契約不適合がある場合を除き、当社は原則として、売買契約成立後の顧客都合による返品又は交換には応じません。

2. 前項の規定にかかわらず、当社が例外的に対象製品の返品又は交換を承諾する場合、対象製品が未使用、未開封その他当社が指定する条件を満たすことを要し、返送料、決済手数料その他返品又は交換に要する費用は顧客が負担するものとします。

3. 前２項の規定にかかわらず、当社が対象商品に契約不適合があることを理由に返品又は交換に応じる場合、当該製品の返送料、決済手数料その他返品又は交換に要する費用は当社が負担するものとし、顧客は、当社が指定する方法及び送付先に返送するものとします。

4. 対象製品の売買契約が通信販売（特定商取引に関する法律第２条第２項で定義される通信販売をいいます。）に該当する場合、当該売買契約に特定商取引に関する法律に基づくクーリング・オフの適用はありません。ただし、法令又は当社が別途明示する返品特約により認められる場合を除きます。

第 12 条（ライセンス及びソフトウェア）

1. 対象製品に付随するライセンス、ファームウェア、管理画面その他のソフトウェア又はサービスは、対象製品本体の所有権とは別個の利用権です。

2. ライセンス期間は、個別条件に別段の定めがない限り、稼働開始日から 350 日間とします。

3. ライセンス終了後に継続利用するためには、当社又は指定事業者が提供する更新、再購入その他の手続及び料金が必要となる場合があります。自動更新を導入する場合、その内容、更新時期、金額、解約方法その他法令上必要な事項を注文画面又は別規約に明示します。

4. ソフトウェア、サービス及び報酬に関する詳細は、Ri-Nn Mining サービス利用規約及び報酬・ペイアウト規約に従います。

5. 顧客がデータセンター稼働を選択した対象製品については、ライセンス期間満了後、Libter 株式会社（以下「Libter」といいます。）が、対象製品 1 台につき 500 円で買い取るものとし、顧客は、対象製品の購入時に、本項に定める条件によるライセンス期間満了後の売却についてあらかじめ同意するものとします。ただし、顧客が当社所定の期限までに買取を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではありません。

6. 当社は、ライセンス期間満了前に、電子メール、管理画面その他当社所定の方法により、買取予定日、買取価格及び買取を希望しない場合の申出方法・期限を顧客に通知します。顧客が当該期限までに買取を希望しない旨を申し出なかった場合、顧客は、本規約に基づきあらかじめ合意した条件に従い、ライセンス期間満了後に対象製品を Libter へ売却するものとします。

7. 前項の買取が成立した場合、Libter による買取代金 500 円の支払いが完了した時点で、対象製品の所有権は顧客から Libter へ移転します。

8. 顧客が買取を希望しない旨を所定の期限までに申し出た場合、対象製品の所有権は引き続き顧客に帰属します。この場合のライセンス満了後の保管、返却、送料その他の取扱いは、データセンター利用特約その他当社が定める条件に従います。

第 13 条（禁止事項）

顧客は、対象製品に関し、次の行為をしてはなりません。

（1）法令等に違反する行為又は違反するおそれのある行為

（2）公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為

（3）当社又は第三者の知的財産権、プライバシー権その他の権利又は利益を侵害する行為

（4）反社会的勢力等に対する利益供与その他反社会的勢力等に関与する行為

（5）不正アクセス、マルウェア配布、ネットワーク攻撃その他有害な行為

（6）当社の技術情報、ファームウェア、設計情報、識別情報又はセキュリティ機能を不正に取得し、解析し、回避し又は改変する行為

（7）虚偽の名義を用いて対象製品を購入し、又は利用する行為

（8）当社又は第三者の商標、表示、シリアル番号その他識別表示を除去又は改変する行為

（9）その他前号各号に準ずる行為。

第 14 条（知的財産権及び商標）

1. 対象製品は、RI-NN X CORPORATION が製品の供給及び製造を統括し、同社又は同社が指定する製造事業者が製造したものを、当社が同社から仕入れて顧客に販売する製品です。

2. 対象製品、ソフトウェア、仕様書、ウェブサイト、ロゴ、商標、デザイン、技術、ノウハウその他知的財産権は、当社、RI-NN X CORPORATION 又はその他の正当な権利者に帰属します。

2. 本規約又は売買契約の成立は、顧客に対し、所有権が移転する対象製品を通常の目的で使用する権利を与えるものであり、当社、RI-NN X CORPORATION 又はその他の正当な権利者に帰属する対象製品に関する知的財産権の譲渡又は再許諾を意味するものではありません。

3. 顧客は、当社の事前承諾なく、Ri-Nn、Ri-Nn Node その他の名称、ロゴ又は商標を使用することができません。

第 15 条（法令遵守、本人確認及び制裁対応）

1. 当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他各種法令、金融機関、決済事業者、物流事業者又は当社のコンプライアンス方針に基づき、顧客が個人の場合には、①本人特定次項（氏名、住所及び生年月日）、②取引を行う目的、③職業の確認を、顧客が法人の場合には、①本人特定事項（名称及び本店又は主たる事務所の所在地）、②取引を行う目的、③事業の内容、④実質的支配者の本人特定事項の確認を行う場合があります。

2. 顧客が前項の確認に応じない場合、又は制裁対象者、反社会的勢力、不正資金、詐欺その他の合理的な懸念がある場合、当社は注文の拒否、出荷停止、契約解除、返金保留その他必要な措置を講じることができます。

3. 前項の措置は、法令により禁止される場合を除き、顧客に生じた損害について当社が責任を負うことを意味しません。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. 顧客及び当社は、自ら又はその役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）若しくは従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを併せて「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証します。

（1）反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること

（2）反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること

（4）反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（5）役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 顧客及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約し、これを保証します。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

（5）その他前各号に準ずる行為

3. 顧客及び当社は、相手方が本条に違反した場合には、催告その他の手続きを要しないで、直ちに売買契約を解除し、又は本目的を終了することができるものとします。

4. 顧客及び当社は、本条に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わないものとします。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対し損害賠償請求することができるものとします。

第 17 条（契約解除）

1. 顧客及び当社は、相手方が売買契約に違反したときは、相手方の帰責事由の有無にかかわらず、書面（電磁的方法を含みます。）により当該違反状態を是正するよう催告するものとし、当該催告後相当期間が経過してもなお是正されない場合には、売買契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

2. 顧客及び当社は、相手方が次の各号の一に該当する場合、相手方の帰責事由の有無にかかわらず、何らの催告なしに直ちに売買契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

（1）営業の許可取消し又は停止等があったとき

（2）支払停止若しくは支払不能、又は手形不渡りとなったとき

（3）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始があったとき

（4）差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあったとき

（5）租税公課の滞納処分を受けたとき

（6）金融機関から取引停止の処分を受けたとき

（7）財産状態が悪化し又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき

（8）解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき

（9）民法第 542 条第 1 項各号又は同条第 2 項各号に該当するとき

（10）本契約に定める条項につき重大な違反があったとき

（11）その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

3. 前二項による解除は、顧客又は当社の相手方に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではありません。

4. 顧客又は当社が第 2 項各号の一に該当する場合、当該当事者は、何らの催告なしに、自己の債務について直ちに期限の利益を喪失するものとします。

第 18 条（責任の範囲）

1. 当社及び顧客は、本規約又は売買契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により自己に損害が生じたときは、相手方に対し、当該損害の賠償を請求できるものとします。ただし、相手方、相手方の代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失による場合を除き、その賠償額は、損害の原因となった対象製品について顧客が当社へ実際に支払った代金額を上限とします。

2. 当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、特別損害、間接損害、逸失利益、暗号資産価格の変動、期待した報酬又は採算の未達、データ消失その他予見の有無を問わず通常かつ直接の損害を超える損害について責任を負いません。

3. 顧客が消費者（消費者契約法第２条第１項で定義される消費者をいいます。）に該当する場合、本条は民法、消費者契約法その他強行法規に反しない範囲で適用されるものとします。

第 19 条（不可抗力）

当社は、地震、台風、津波その他の天災地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他政府による行為、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、停電、対象製品の調達先の供給停止等の原材料等の調達困難、生産設備の事故・操業停止、、悪意の第三者によるサイバー攻撃、その他不可抗力による売買契約の全部又は一部（金銭債務を除く）履行遅滞又は履行不能が生じた場合、その期間中、本規約に規定する義務の全部又は一部の不履行について何ら責任を負いません。ただし、当該事由が生じた場合、当社は当該事由の発生を合理的に可能な範囲で速やかに顧客へ通知するとともに、回復するための最善の努力に努めます。

第 20 条（規約の変更）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本規約を変更できるものとします。

（1）本規約の変更が、顧客の一般の利益に適合するとき

（2）本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

2. 前項の場合、当社は、当社ウェブサイトその他当社が適切と判断する方法で、効力発生日及び本規約の変更内容を通知します。既に成立した個別の売買契約には、法令又は顧客との合意がある場合を除き、注文時の規約が適用されます。

第 21 条（通知）

当社から顧客への通知は、顧客が当社に登録したメールアドレスへの電子メールの送信、管理画面への表示、当社の運営又は指定するウェブサイトへの掲載その他当社が合理的と認める方法で行います。

2.顧客は、当社への登録情報（氏名、名称、住所、電話番号、メールアドレスその他当社に登録した情報）に変更があった場合、遅滞なく当社所定の方法により変更を届け出るものとします。顧客が当該届出を怠ったことにより前項の通知が到達しなかった場合、当該通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 22 条（権利義務の譲渡禁止）

顧客は、当社の事前の書面又は電磁的方法による承諾なく、売買契約及び本規約上の地位又は権利義務を第三者へ譲渡、移転（合併若しくは会社分割による場合を含みます。）担保設定その他処分をできません。

第 23 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が法令等により無効又は執行不能と判断された場合でも、本規約の残りの規定又は部分は引き続き有効とし、当社と顧客は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力をもたせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第 24 条（準拠法及び管轄）

1. 本規約及び売買契約は日本法を準拠として、日本法に従い解釈されるものとします。

2. 本規約又は売買契約に関して紛争が生じた場合、当社及び顧客は誠実に協議します。協議で解決しない場合、本規約及び売買契約に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。なお、調停を行う場合についても同様とします

第 25 条（販売者情報及び問い合わせ）

販売者：Ri-Nn 株式会社

代表者：代表取締役 大蔵直樹

所在地：〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号 日本生命丸の内ビル 21 階

問い合わせ先：特定商取引法に基づく表記及びウェブサイト上で指定する窓口

受付時間、電話番号、電子メールアドレスその他法令上必要な事項は、「特定商取引法に基づく表記」に掲載します。

改訂履歴

版	日付	概要
1.00	2026 年 4 月 1 日	初版。日本国内の製品売買条件、検収、保証、返品、所有権。